

国道161号 小松拡幅13工区 環境影響評価準備書
 審査会(8月2日)での意見に対する事業予定者の見解

資料2

番号	項目	審査会(令和5年8月2日等)での意見(要旨)	意見に対する事業予定者見解
1	動物	動物の予測評価結果に関して、影響判定に生息環境の面積の消失・縮小度を用いているが、個体群の減少を評価する基準として不適切ではないか。また、判定基準がなく判定基準を作っているのであれば、過小評価となる可能性もあるため、その旨を記載すべきではないか。	動植物生態系の予測にあたっては準備書第8章第1節(p.8-1)に記載のとおり専門家と議論・助言を受けながら作成しております。基準を含めた予測結果の内容についても、専門家の助言を受けながら検討させて頂いており、現状の記載とさせて頂ければと考えております。
2	動物	生息環境への影響がC以下の判定されている種が多いが、小型哺乳類などの移動能力の低い生物への保全措置は検討されていないのか。また、大部分は保全される、保全されるという書き方は、守られているという印象をもってしまうため、一部は影響がでるであろうというのは実際これだけの工事を実施するので、書きぶりは検討頂きたい。	準備書では個別の予測結果について「一部の生息環境が消失・縮小する」旨を記載しており、こちらの記載をもって「一部に影響が生じる」との意味をもってあります。なお、今後事業実施段階で予定する住民説明会等では、一部に影響が生じることを踏まえて動植物に配慮した事業計画としたこと、各種配慮事項や対策を検討している点をわかりやすく伝えられるよう、留意して参ります。
3	動物	猛禽類の調査時期について、準備書で猛禽類の定点観測法は、なぜ方法書が出る前の調査結果を載せているのか。方法書が出る前に調査するのは良いと考えるが、その後になぜ調査をしなかったのか。	猛禽類の調査は国土交通省の全国的な実績から一定のノウハウがあることも踏まえ、専門家の助言を得たうえで先行して2営業期調査を行いました。
4	動物	現地視察の時点の話では、鶴川は橋脚で超えるので、特に影響はないとのことだったと思います。鶴川の川岸を補強する等の工事は行われないうと考慮しておいてよろしいでしょうか。	バイパスは高架で通過するため鶴川を改変しませんが、現道の国道161号の鶴川渡河部の改修工事の際に渡河部の川岸を一部補強する可能性があります。現道の改修の際は濁水対策を講じた上で工事してまいります。
5	景観	3DのCADデータで鶴川棚田の見下ろす眺望を確認することはできるのか。	鶴川の棚田から琵琶湖側を見下ろす場合の眺望景観については、対象道路が視野の中を大きく横切る形で視認されます。ただし、前回委員会でも説明したとおり、棚田から見下ろす眺望については、不特定多数の人が利用する眺望点がないことから、準備書では観光客等も多く利用する国道161号沿いの鶴川ファームマート付近から棚田を見上げる地点を主要な眺望点として選定しています。なお、準備書で選定している眺望点についても、事業による鶴川棚田の眺望景観への影響はあるものと評価しています。また、今後事業実施段階で予定する住民説明会等では、対象道路の3Dモデル等も活用しながら様々な視点からの道路の見え方等について地域に説明していきたいと考えています。
6	景観	鶴川棚田の眺望景観について計画路線ができることによる影響がかなり大きいと考えられる。環境保全措置(構造物および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討)についてデザイン、色彩の検討に關してもう少し具体的な内容を記載できるとよい。	景観の環境保全措置である「構造物(橋梁等)および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」については、橋梁等の構造物の詳細な設計を今後着手する予定であるため、現段階でアセス図書に具体的な内容を記載することは難しいと考えております。準備書にも記載をしているとおり、環境保全措置の具体化にあたっては、専門家等の意見を聴取しながら、「高島市景観計画」(令和元年7月、高島市)および「大津市景観計画」(平成18年2月、大津市)で定められている良好な景観の形成に関する方針に配慮して、事業者の実行可能な範囲で景観への影響をできる限り低減するように努めます。
7	景観	騒音の環境保全措置である遮音壁について、遮音壁の設置による景観への影響についても言及いただきたい。	景観の予測評価にあたっては、騒音の予測で検討した遮音壁も考慮したうえでフォトモニタージュを作成しており、遮音壁も含めた対象道路の景観への影響について評価を行っています。環境保全措置の「構造物(橋梁等)および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」の実施にあたっては、専門家等の意見を聴取しながら、遮音壁の形状や種類等も含めて検討を行います。
8	景観	現地視察において湖上でのアクティビティの様子が多く見られたが湖上の眺望点も追加すべきでないか。	湖上からの眺望点に関して、地域には白鬚神社付近を通過する観光光路が存在していますが、運航回数が少ないことから、「不特定かつ多数のものが利用している。」にはあてはまないと判断し、調査、予測の対象としませんでした。ただし、今後事業実施段階で予定する住民説明会等では、対象道路の3Dモデル等も活用しながら様々な視点からの道路の見え方等について地域に説明していきたいと考えています。なお、準備書では「白ひげ浜水泳・キャンプ場」や「近江白浜水泳場」等の主要な眺望点において、湖水浴客等が利用する砂浜に近い位置からの眺望景観の変化について調査、予測を行っています。
9	その他	14工区については、アセス手続きは実施したのか。また、専門家の意見を聞くなどして景観配慮に関する検討は行っているのか。	小松拡幅14工区区間については環境影響評価の対象ではありませんが、「自然公園法」で定められる琵琶湖国定公園の特別地域内を通過することから、同法の規定に基づき事業が景観に及ぼす影響の予測や影響を低減するための措置について平成26年1月に滋賀県知事と協議を行ったうえで事業を実施し、法面緑化等の環境保全措置を実施します。景観に及ぼす影響の予測にあたっては、主要な眺望点を対象に、フォトモニター法の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握しています。今後小松拡幅13工区区間の事業実施段階では、14工区の設計の考え方も参考にしつつ、専門家等の意見を聴取しながら、詳細な環境保全措置の内容について検討していくこととします。

審査会後の追加意見